

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針 の見直しイメージについて（案）

1. 背景

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 6 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 2 0 日に公布された。

改正法第 1 条によるエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正により、①非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化②非化石エネルギーへの転換の促進③ディマンドリスポンス等の電気の需要の最適化のための措置を講じた。今般、改正法附則第 1 条に掲げる規定の施行に伴い、関係法律の規定に基づき関係告示を改正する必要がある。

2. 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日経済産業省告示 2 7 1 号）の改正概要

1. 「電気の需要の平準化（「電気需要平準化」という。）」を「電気の需要の最適化（「電気需要最適化」という。）」に改める。
2. 「電気需要平準化時間帯」を「電気需要最適化時間帯」に改める。
3. 電気需要最適化時間帯は、次に掲げる時間帯のいずれかの時間帯とする。
 - （ア）再生可能エネルギー電気の出力の抑制（「出力制御」という。）が行われている時間帯（「出力制御時」という。）
 - （イ）電気の需給状況が厳しい時間帯（広域的運営推進機関が公表する広域エリアの予備率が 5 % 未満の場合をいう。）
4. 「電気需要平準化評価原単位」を「電気需要最適化評価原単位」に改める。
5. 事業者は、卸電力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等のディマンドリスポンスの実施に適した時間帯においても、電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に電気の使用量の増加又は減少を図る旨を規定する。
6. 1 において、電気需要平準化から電気需要最適化に改めることに伴い、「電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換」の事項は、「電気需要最適化時間帯における電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から電気の使用への転換」の事項に改める。
7. 1-1（1）オ、1-1（2）オ、1-2（1）エ、1-2（2）エ、2-2 において、「電気の需給の逼迫を知らせる警報」を「電気の需給の逼迫を知らせる警報又は注意報」に改める。

8. 1-1において、「電気需要平準化時間帯」を「電気の需給状況が厳しい時間帯」に、「電気需要平準化時間帯以外の時間帯」を「電気の需給状況が厳しい時間帯以外の時間帯」に、改める。
9. 1-1(1)オ、1-1(2)オ、1-2(1)エ、1-2(2)エにおいて、電気の需給の逼迫が予想される場合に講ずべき措置についての規定は、電気の需給が厳しくなることが予想される場合に講ずべき措置についての規定に改める。
10. 1-1(1)カとして、出力制御が行われることが予想される場合には、発電出力の減少について検討する旨の規定を追加する。
11. 1-1(2)カとして、出力制御が行われることが予想される場合には、発電出力の減少について検討する旨の規定を追加する。
12. 1-2(1)オとして、出力制御が行われることが予想される場合には、空気調和設備が電気を消費する設備と燃料や熱を消費する設備とで構成されている場合は、電気を消費する設備の運転について検討する旨の規定を追加する。
13. 1-2(2)オとして、出力制御が行われることが予想される場合には、熱処理炉や乾燥機等の加熱設備が電気を消費する設備と燃料や熱を消費する設備とで構成されている場合は、電気を消費する設備の運転について検討する旨の規定を追加する。
14. 2において、電気需要平準化から電気需要最適化に改めることに伴い、「電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更」の事項は、「電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を消費する機械器具を使用する時間の変更」の事項に改める。
15. 2-1(1)アにおいて、「電気需要平準化時間帯から電気の需要平準化時間帯以外の時間帯への稼働時間の変更」を「電気需要最適化時間帯を踏まえた稼働時間の変更」に改める。
16. 2-1(1)イにおいて、「電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加による電気需要平準化時間帯における運転時間の減少や稼働台数の削減等を通じて、電気の消費抑制に努めること」についての規定は、電気需要最適化時間帯を踏まえて、電気の使用量の増加又は減少に努める旨の規定に改める。
17. 2-1(2)アにおいて「電気需要平準化に資する運転」を「電気需要最適化に資する運転」に改める。
18. 2-1(2)イにおいて「電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加により、電気需要平準化時間帯における稼働の最適化を通じて、電気の消費抑制に努めること」についての規定は、電気需要最適化時間帯を踏まえて、電気の使用量の増加又は減少に努める旨の規定に改める。
19. 2-2において、「蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を電気需要平準化時間帯に使用すること」についての規定を、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要最

適化時間帯を踏まえて系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を使用することについての規定に改める。

20. 2-2(1)カとして、出力制御が行われることが予想される場合には、蓄電池への充電を行うことについて検討する旨の規定を追加する。
21. 2-2(2)エにおいて、「電気需要平準化時間帯以外の時間帯の電気を使用」を出力制御が行われることが予想される場合には、電気を使用する旨の規定に改める。
22. 3において、電気需要平準化から電気需要最適化に改めることに伴い、「その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置」の事項は、「その他事業者が取り組むべき電気需要最適化に資する措置」の事項に改める。
23. 3(1)②エとして、電気需要最適化に資するデマンドレスポンスの実施を検討し、デマンドレスポンスを実施した場合にはその実施状況を記録しておくことの旨の規定を追加する。
24. 3(2)において、デマンドレスポンスに係るサービスを提供するアグリゲータや小売電気事業者等の活用について検討する旨を追加する。
25. その他、様式の改正等必要となる改正を行う。